

# 定 款

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
平成22年 4月 1日施行  
平成22年12月10日改正  
令和 3年11月 5日改正

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当協会は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と称する。

(事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当協会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）」（以下「容リ法」という。）に基づく指定法人として同法及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づく事業を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保並びにプラスチックに係る資源循環の促進等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(法人法等)

第4条 当協会の組織運営及び事業の実施に関して、本定款の定めでない事項は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」並びに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律（平成18年法律第50号）」の定めによることとする。

2 前項の法律に関わる政令、府省令の定めも、同様の扱いとし、前項の法律及び本項の政令、府省令を一括して、本定款の条文中では「法人法等」という。

(事業)

第5条 当協会は、第3条の目的を達成するために、容リ法第21条に基づく指定法人として、次の事業を、日本全国で実施する。

- (1) 容リ法に基づく、特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化事業
- (2) プラスチック資源循環促進法に基づく、市町村からの受託による分別収集物の再商品化事業
- (3) 前二号の再商品化事業の推進に資するための次の事業

- イ 情報の収集及び提供
  - ロ 調査研究活動
  - ハ 講演会・説明会等
  - ニ 関係機関等との交流及び協力
  - ホ その他の普及及び啓発に係る事業等、当協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業の他に当協会の目的を達成するために必要な事業を実施する。

(再商品化業務規程)

第6条 前条第1項第1号に関わる事業の実施については、容り法第24条に基づく再商品化業務規程の定めるところによる。

- 2 再商品化業務規程の制定又は変更は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けた上で、容り法の主務大臣（以下「主務大臣」という。）の認可を受けなければならない。

### 第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第7条 当協会の資産は、基本財産及び運用財産とする。

(基本財産)

第8条 当協会の目的である事業を行うために不可欠な別掲の財産を、基本財産とする。

(運用財産)

第9条 当協会の財産目録に記載される資産のうち、前条の基本財産以外の資産を、運用財産と称する。

- 2 当協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(資産の維持及び管理)

第10条 当協会の資産は、善良な管理者の注意をもって、別に定める規程により管理する。

- 2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、第24条の定めにより、評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第11条 当協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 当協会の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、内閣府（以下「行政庁」という。）に対して、毎事業年度の開始の日の前日までに提出しなければならない。
- 3 再商品化業務に関する事業計画書及び収支予算書は、容り法第25条に基づき、毎

事業年度開始の日の前日までに、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 4 本条に定める事業計画書及び収支予算書は、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類については、会計監査人の監査を受け、両者の監査でそれらの内容がいずれも適正であることが確認された場合には、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属資料
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項第3号から第7号までの書類について、法人法等に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類は、当該事業年度終了後、3箇月以内に行政庁及び主務大臣に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間(また、従たる事務所には3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計処理の原則及び手続き)

第14条 当協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 当協会の会計処理の手続き等の必要な事項は、別に定める。

(収支相償の原則)

第15条 第5条に定める当協会の事業に関わる収入は、原則として、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないこととする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第16条 理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第13条第4項第5号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(定数)

第17条 当協会に、評議員45名以上55名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第18条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する職員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第20条 評議員は無報酬とする。

## 第5章 評議員会

(構成)

第21条 当協会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議し、承認する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 評議員の選任及び解任
- (3) 役員区分に基づく報酬等基準の改定
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外
- (8) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (9) 理事会において評議員会に付議した事項
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第23条 評議員会は、毎事業年度6月に定時評議員会、12月に臨時評議員会を開催するほか、所定の手続きを経て開催することができる。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、評議員会に出席することなく、代理人及び書面によって議決権を行使することは認められない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員3分の2以上の多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 評議員の総数、出席した評議員数及び氏名、その他出席者名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果
- (5) 議事録を作成する職務を行った代表理事の氏名

2 議事録は、事務局が保存しなければならない。

(運営)

第26条 評議員会の運営に関する事項は、本定款に定めるもののほか必要な事項は、法人法等に基づき別に定める。

## 第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第27条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事、また必要に応じて1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び専務理事並びに常務理事をもって代表理事とし、代表理事及び事務局に常勤する理事をもって業務執行理事とする。
- 4 理事長を除く業務執行理事を常勤理事と称し、7名以内とする。
- 5 当協会に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事と監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事及び監事並びに会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(兼任の禁止)

第29条 役員と評議員は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、法人法等及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、当協会を代表し、その業務を適正に執行する。
- 3 業務執行理事は、協会業務の円滑な推進を図るため、それぞれが分掌する業務を適正に執行する。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成するとともに、その結果を理事会に報告する。
- (2) 当協会の業務並びに財産の状況を調査する。
- (3) 理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法等若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
- (5) その他、法人法等で定められた権限を行使する。

(会計監査人の職務及び権限)

第32条 会計監査人は、次の職務を行う。

- (1) 当協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
- (2) 理事の職務執行に関して、不正の行為又は法人法等もしくは本定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、直ちに監事に報告する。
- (3) その他、会計監査人に認められた法人法等で定められた権限を行使する。

(役員及び会計監査人の任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の在任期間とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の在任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものと見なす。

(役員及び会計監査人の解任)

第34条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第35条 理事は、原則、無報酬とする。但し、第27条で規定する常勤の業務執行理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める基準に従って支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において定める。

(役員等の損害賠償)

第36条 理事、監事若しくは会計監査人又は評議員（従前にその職位にあった者を含む）は、その任務を怠ったときは、当協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当協会は、理事会の決議によって、理事、監事若しくは会計監査人に対する損害賠償責任については、法人法等の定める限度内で免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第37条 当協会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 代表理事のうち、理事長及び専務理事並びに常務理事の選任及び解任

(5) その他、当協会の業務執行に必要な事項の決定

(種類及び開催)

第39条 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会で報告しなければならない。

2 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

3 定時理事会は、毎事業年度2回、6月と12月に開催する。

4 臨時理事会は、必要がある場合に所定の手続きを経て開催することができる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事は、理事会に出席することなく、代理人及び書面によって議決権を行使することは認められない。



(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 理事の総数

(3) 出席した理事の数及び氏名、その他出席者名

(4) 議事の経過の概要及び決議の結果

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、事務局が保存しなければならない。

(運営)

第42条 理事会の運営に関する事項は、法人法等の定め又は本定款に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 本定款は、評議員会の決議において、変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条(目的)、第5条(事業)及び第18条(評議員の選任及び解任)についても適用する。

(解散)

第44条 当協会は、基本財産の滅失等により当協会の事業遂行が困難となる等の他、法人法等で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第45条 当協会が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、法人法等に掲げる公益法人又は国に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第46条 当協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の承認を経て、法人法等に掲げる公益法人又は国に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第47条 当協会は、事業の円滑な執行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会の設置及び運営等に関して必要な事項は、別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第48条 当協会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告)

第49条 当協会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

<別掲>基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第8条関係）

財産種別	金額
長期国債	120,285,000円
中期国債	
普通預金	

附則（平成21年10月22日制定）

- 1 本定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。
- 3 公益法人の設立の登記を行った後の当協会の最初の評議員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、設立の登記後4回目の定時評議員会の終結の時までとする。
- 4 公益法人の設立の登記を行った後の当協会の最初の理事の任期は、第33条第1項の規定にかかわらず、設立の登記後2回目の定時評議員会の終結の時までとする。
- 5 公益法人の設立の登記を行った後の当協会の最初の監事の任期は、第33条第2項の規定にかかわらず、設立の登記後4回目の定時評議員会の終結の時までとする。
- 6 当協会の最初の理事、監事及び会計監査人は、次に掲げる者とする。  
代表理事・業務執行理事 山村幸治（理事長）  
代表理事・業務執行理事 石井 節（専務理事）  
代表理事・業務執行理事 土橋和則（常務理事・事務局長）  
業務執行理事 大東 博、駒谷 進、鈴木 隆、平石恵一、堀口 誠  
理事 石坂 隆、勝浦嗣夫、上河 潔、木野正則、栗原正雄、篠原龍浩、  
坪田秀治、林 伸行、松野建治、吉永茂樹

監事 片山英木、本間通義

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

7 当協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

青木美郎、小豆澤幸照、天野正義、石井茂雄、石川雅紀、市川隆治、市本徹雄、井上 淳、岩崎博之、植田 勉、内田康策、大塚 直、大森敏弘、岡部義裕、奥野和夫、奥野和雄、小野田卓士、金子 収、鬼沢良子、木村 均、草部契之、公文正人、軍司輝雄、鯉淵健二、神村義則、佐々木五郎、佐藤孝二、塩本 昇、下村芳夫、鈴木専二、関川和孝、高橋靖明、土谷三之助、寺田範雄、内藤裕子、長町雅美、中峯准一、西野豊秀、西山康夫、沼尻光治、芳賀唯史、蓮尾秀俊、花澤達夫、牧野征男、三宅 均、宮下 裕、宮嶋顕一郎、安田定明、矢部正行、山本和夫、山本純一、山本達雄、澤川廣和

附則

- 1 平成21年10月22日制定の附則第3及び同5を削除する。
- 2 本附則は、平成22年12月10日から施行する。